

指定通所介護事業

デイサービスセンター大日 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社江陽（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター大日（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「通所介護」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 通所介護の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、必要な援助を行う。

2 通所介護の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 デイサービスセンター大日
- 2) 所在地 岩手県奥州市江刺田原字大日195番地1

(職員の員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職名	員数	職務内容
管理者	1名	事業所職員の管理及び業務管理を一元的に行う。
生活相談員	1名以上	事業所に対するサービスの利用申し込みにかかる調整、ケアプランの作成等を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
看護職員	1名以上	利用者の健康状態観察、バイタルチェック、薬の管理、他主治医の指示に基づく処置などを行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
機能訓練指導員	1名以上	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、利用者の日常生活上の支援を行う。
介護職員	4名以上	利用者に対し必要な介護及び日常生活上の支援を行う。
栄養士	1名	献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う。
調理員	1名以上	献立に基づき給食等を調理し配膳する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1) 営業日は月曜日から土曜日までとする。

ただし、日曜日、12月31日から1月3日、及び事業者が特に必要と認め定める日は休業とする。

2) サービスの提供は、午前9時20分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、通所介護、介護・予防日常生活支援総合事業一号通所事業を併せて30名とする。

(通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

1) 身体の介護に関すること

2) 入浴に関すること

3) 機能訓練に関すること

4) 相談、助言に関すること

5) その他

2 通所介護におけるサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるとき、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

3 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける

1) 食事提供費 1回670円（おやつ代を含む）

2) 第8条の通常実施地域以外の利用者で、当事業所から自宅までの距離が30kmを超える場合、実施地域を越えた地点から起算して1kmあたり50円を徴収する。

3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用 実 費

4 第3項の実費徴収については、あらかじめ利用者又はその家族に対し提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、奥州市江刺地域、水沢地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は通所介護の提供を受ける際に、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第10条 事業所は、通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるととも

に、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合は、利用者の避難等の措置を講じるとともに、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家庭等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。当該事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(秘密保持)

第12条 事業所職員は、個人情報保護に関する法律および、その他の規範を遵守し、適正に管理しなければならない。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報をもらうことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償をする。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 通所介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 事業者は、感染症の発生又はまん延を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

- 2 管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(業務継続計画)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束廃止)

第18条 サービスの提供に当たり、身体拘束は原則行わない。ただし、下記の要件をすべて満たしている場合、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。ただし、身体拘束を早期に解除できるよう全職員で検討・対応に努めます。

- ① 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない。
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

(高齢者虐待防止)

第19条 サービス提供にあたり、高齢者虐待にあたる以下の5項目は原則行わない。

- ① 身体的虐待
- ② 心理的虐待
- ③ 介護・世話の放棄・放任
- ④ 性的虐待
- ⑤ 経済的虐待

(その他運営についての留意事項)

第20条 職員の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 2) 繼続研修 年1回
- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、代表者が定めるものとする。

附則 この規程は、岩手県知事の指定を受けた日から施行する。

平成17年10月1日 一部改定
平成18年7月24日 一部改正
平成20年1月31日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年8月1日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正
平成30年4月1日 一部改正
令和5年10月1日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正

以下余白